

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）神奈川県相模原市南区上鶴間六丁目 3 1 番 9 号  
（名称）株式会社東京衡機  
（法人番号 2010001008816）

上記被審人に対する令和 5 年度（判）第 3 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 2 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 5 年 8 月 2 8 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 5 年 6 月 2 7 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、神奈川県相模原市南区上鶴間六丁目31番9号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 7月15日	第115期第1四半期(令和2年3月1日～同年5月31日)に係る四半期報告書	令和2年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が1,201百万円であるところを2,270百万円と記載	売上の過大計上
2	令和2年 10月15日	第115期第2四半期(令和2年6月1日～同年8月31日)に係る四半期報告書	令和2年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が2,051百万円であるところを4,110百万円と記載	売上の過大計上
3	令和3年 1月14日	第115期第3四半期(令和2年9月1日～同年11月30日)に係る四半期報告書	令和2年3月1日～同年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が2,888百万円であるところを6,043百万円と記載	売上の過大計上
4	令和3年 5月28日	第115期(令和2年3月1日～令和3年2月28日)に係る有価証券報告書	令和2年3月1日～令和3年2月28日の連結会計期間	連結損益計算書	売上高が3,920百万円であるところを8,321百万円と記載	売上の過大計上

5	令和3年 7月15日	第116期第1四半期（令和3年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	令和3年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が839百万円であるところを1,561百万円と記載	売上の過大計上
6	令和3年 10月15日	第116期第2四半期（令和3年6月1日～同年8月31日）に係る四半期報告書	令和3年3月1日～同年8月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が1,839百万円であるところを3,733百万円と記載	売上の過大計上
7	令和4年 1月14日	第116期第3四半期（令和3年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和3年3月1日～同年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が2,856百万円であるところを5,663百万円と記載	売上の過大計上
8	令和4年 5月27日	第116期（令和3年3月1日～令和4年2月28日）に係る有価証券報告書	令和3年3月1日～令和4年2月28日の連結会計期間	連結損益計算書	売上高が4,101百万円であるところを7,449百万円と記載	売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

## 2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2、同3、同5、同6及び同7の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号4及び同8の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

## 3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第115期事業年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）第1四半期（令和2年3月1日から同年5月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第115期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和2年6月1日から同年8月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第115期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和2年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第115期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第115期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第115期第1四半期報告書	85,605円
第115期第2四半期報告書	130,626円
第115期第3四半期報告書	128,593円
第115期有価証券報告書	114,585円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第115期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第115期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第115期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第115期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第115期第1四半期報告書、第115期第2四半期報告書、第115期第3四半期報告書及び第115期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第115期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第115期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第115期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000 円

第 115 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 115 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

表の番号 5、同 6、同 7 及び同 8 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 116 期事業年度（令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで）第 1 四半期（令和 3 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 116 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 3 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 116 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 3 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 116 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 116 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 116 期第 1 四半期報告書	118,277 円
第 116 期第 2 四半期報告書	124,247 円
第 116 期第 3 四半期報告書	132,333 円
第 116 期有価証券報告書	123,901 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 116 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 116 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 116 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 116 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第116期第1四半期報告書、第116期第2四半期報告書、第116期第3四半期報告書及び第116期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第116期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第116期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第116期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第116期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第116期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。